



地方公務員の年金制度等の一部が変わります

令和4年

年金制度等の 改正のポイント

事例解説・Q&A付きでわかりやすい!

令和2年6月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金制度改正法）」が公布されました。

今後の社会・経済の変化を踏まえ、より長い期間にわたり多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させるため、下記のような年金制度等の改正が行われます。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

1 被用者保険の適用拡大

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる。【令和4年10月1日、令和6年10月1日施行】
- ② 5人以上の個人事業所にかかる適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計にかかる業務を行う事業を追加する。【令和4年10月1日施行】
- ③ **厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。【令和4年10月1日施行】**

2 在職中の年金受給の在り方の見直し

- ① **高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとする。【令和4年4月1日施行】**
- ② **60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する。【令和4年4月1日施行】**

3 受給開始時期の選択肢の拡大

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。【令和4年4月1日施行】

4 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。【令和4年4月1日、令和4年5月1日等施行】
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。【令和2年10月1日、令和4年10月1日施行】

5 その他

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え【令和4年4月1日施行】
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加【令和3年4月1日施行】
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ【令和3年4月1日施行】
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し【令和2年6月5日施行】
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し等【令和3年3月1日施行】

地方公務員に関わる令和4年の年金等制度改正のポイント

在職老齢年金制度

繰上げ受給・繰下げ受給

短期給付等の適用範囲

が変わります!

当パンフレットでは、令和4年4月からの「在職中の年金受給の在り方の見直し」と「受給開始時期の選択肢の拡大」、令和4年10月からの「短期給付等の適用拡大」について解説します。

制度改正によってどのように変わるのかを事例やQ&Aなどを用いて、わかりやすくご紹介します。

令和4年の制度改正でこんなことが変わります!



働きながら年金を受給しやすくなる!



受給開始時期の選択肢が広がる!



非常勤職員にも短期給付等が適用される!

CONTENTS

在職中の年金受給の在り方の見直し 4

令和4年4月改正のポイント 4

 **事例解説** 改正前後でどう変わる?年金の停止額 6

 **Q&A** 在職老齢年金制度Q&A 7

 **まとめ** 令和4年4月からの在職老齢年金制度のしくみ 8

 **補足解説** 令和4年4月から加給年金額の支給停止規定が変わります 9

受給開始時期の選択肢の拡大 10

令和4年4月改正のポイント 10

 **事例解説** 改正後はどう変わる?繰上げ・繰下げの受給額 12

 **Q&A** 繰上げ受給・繰下げ受給Q&A 13

 **まとめ** 令和4年4月からの繰上げ受給・繰下げ受給のしくみ 14

短期給付等の適用拡大 15

令和4年10月改正のポイント 15

在職中の年金受給の 在り方の見直し

POINT

令和4年
4月改正の
ポイント

働きながら年金を受給する場合、給与と年金の額に応じて老齢厚生年金が支給停止されるしくみがあります。このしくみを在職老齢年金制度といい、その制度改正についてご紹介します。

POINT
1

65歳未満の在職老齢年金制度について、
支給停止とならない範囲が拡大されます



改正前(令和4年3月31日まで)

65歳未満の在職中の支給停止の基準額
28万円*

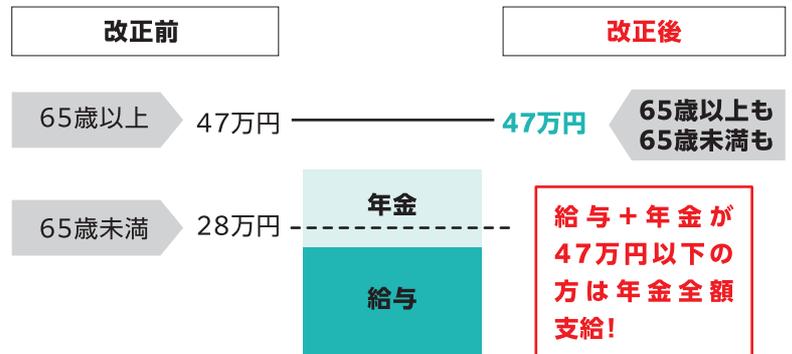
改正後(令和4年4月1日から)

65歳未満の在職中の支給停止の基準額
47万円*

※令和3年度額です。法令に基づき改定される場合があります。

令和4年3月までの在職老齢年金制度の支給停止の基準額は、65歳未満の場合は28万円、65歳以上の場合は47万円となっており、停止額の計算方法もそれぞれ異なっていました。

この支給停止の基準額について、高齢期の就労を支援するなどの観点から、65歳未満も65歳以上と同じ47万円に緩和され、同じ計算方法になりました。



在職老齢年金制度の対象は老齢厚生年金のみ

老齢厚生年金のみが対象となるため、老齢厚生年金が支給停止されている場合でも、老齢基礎年金は支給されます。

退職等年金給付や経過的職域加算額(退職共済年金)は、在職老齢年金制度の対象ではありませんが、組合員である間は全額支給停止となり、民間企業等で在職中の場合は、全額支給されます。

なお、在職老齢年金制度の対象となる65歳未満の年金とは、繰上げ受給の老齢厚生年金と、一定の生年月日の方が受給する特別支給の老齢厚生年金が該当します。

退職等年金給付

経過的職域加算額
(退職共済年金)

老齢厚生年金

老齢基礎年金

POINT
2

65歳以上の老齢厚生年金受給者が在職中の場合、毎年1回年金額が改定されます

改正前(令和4年3月31日まで)

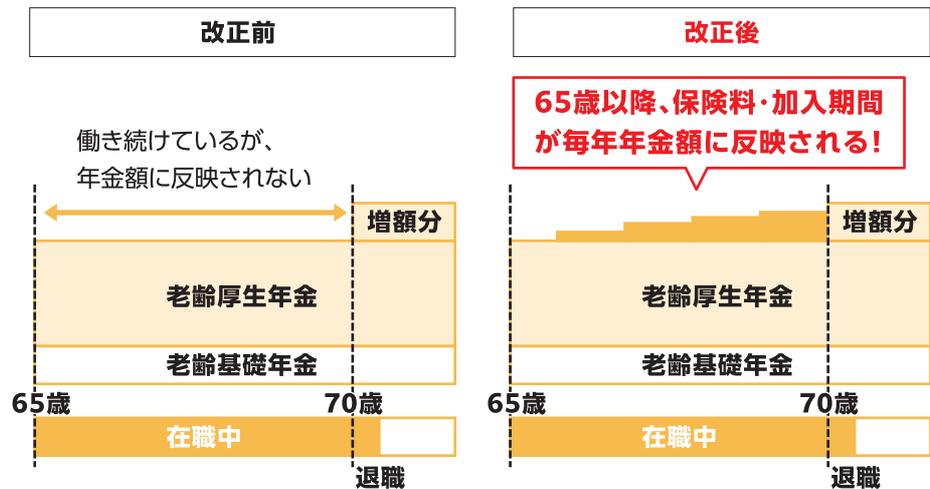
老齢厚生年金の受給権取得後に就労した場合、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に老齢厚生年金の額を改定する



改正後(令和4年4月1日から)

資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、**在職中であっても、年金額を定時に改定する(在職定時改定)**

令和4年3月までは、65歳以降も働き続けている方が納める保険料は、退職するか、70歳にならないと年金額に反映されません。年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図るため、65歳以上で在職中の方については、資格喪失時の改定に加え、毎年10月に年金額の改定が行われます。



支給要件を満たせば在職定時改定で加給年金額の加算が開始される

65歳以上で被保険者期間が合計20年以上ある老齢厚生年金の受給権者に、生計を維持する配偶者等がいる場合、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給できます。(9ページ「加給年金額のしくみ」参照)

65歳時点で20年の被保険者期間を満たしていない方は、在職定時改定により被保険者期間が合計20年以上となった場合には、その時の生計維持関係に応じて加給年金額が加算されるようになります。

在職定時改定により在職老齢年金制度の支給停止額が変わることも

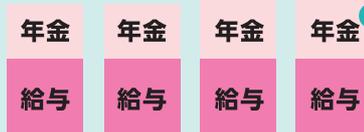
在職老齢年金制度の支給停止額は月ごとに計算されます。

在職定時改定による年金額の増加や給与の変更等により、支給停止額が変わる場合があります。

支給停止の基準額

47万円

在職定時改定



支給停止の基準額未満だった方も、在職定時改定により支給停止がかかるようになります場合があります。



改正前後でどう変わる？ 年金の停止額

現在、65歳未満で在職中のため年金が一部支給停止されています。
制度改正後は受給額が変わりますか？



氏名： 共済太郎さん

生年月日： 昭和33年10月15日(63歳)

経歴： 60歳で公務員(一般組合員)を退職。退職後、再任用で継続勤務中。

| | | |
|----|---|-----------|
| 年金 | 老齢厚生年金 | 120万円(年額) |
| | 経過的職域加算額 (退職共済年金) | 12万円(年額) |
| | <small>※経過的職域加算額は、組合員であるため、全額支給停止中。</small> | |

| | | |
|----|--------|------|
| 給与 | 標準報酬月額 | 25万円 |
| | 賞与(年間) | 60万円 |

※上記の額は一例です。受給額は人により異なりますので、ご注意ください。

年金の停止額は、
総報酬月額相当額と
基本月額をもとに
計算されます。

給与 総報酬月額相当額 = 25万円+60万円÷12 = **30万円** …… ①

年金 基本月額 = 120万円÷12 = **10万円** …… ②

① 総報酬月額相当額と② 基本月額の合計は40万円となりました。
では、令和4年3月までと、令和4年4月からのしくみで計算してみましょう。

令和4年3月までのしくみで 停止額を計算すると

①と②の合計が28万円を超えるため、支給停止
がかかります。支給停止額を計算してみましょう。

支給停止額(月額)

$$(\text{①} 30\text{万円} + \text{②} 10\text{万円} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2} = \text{6万円}$$

支給停止額は6万円となりますので、1月あたりの
年金額は下記の通り4万円となります。

1月あたりの年金支給額 (令和4年3月まで)

$$\text{年金} 10\text{万円} - \text{支給停止額} 6\text{万円} = \text{4万円}$$

令和4年4月からのしくみで 停止額を計算すると

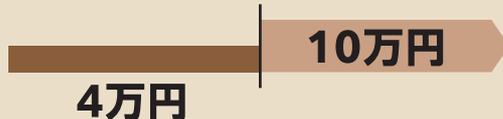
①と②の合計が47万円を超えないため、支給停
止はかかりません。そのため、年金額は満額の10
万円となります。

1月あたりの年金支給額 (令和4年4月から)

10万円(支給停止なし)

年金支給額は、令和4年3月までは4万円でしたが、
令和4年4月からは支給停止はかからなくなり、
満額の10万円を受給することとなります。

令和4年4月



※支給停止額は月ごとに計算されるため、給与の変更などにより総報酬月額相当額の増減がある場合は、支給停止額も変わる場合があります。



在職老齢年金制度

Q1

70歳以降は在職中でも支給停止されなくなりますか？

A1

支給停止のしくみは継続され、退職した後に全額が支給されるようになります

厚生年金の適用事業所に勤務している方は、在職老齢年金制度は70歳以降でも適用され、支給停止されます。

ただし、厚生年金は70歳になると加入資格を失うため、70歳時点で年金額の改定が行われます。また、70歳以降は厚生年金の保険料負担がないため、在職定時改定はありません。

Q2

支給停止されていた分の年金は退職後にもらえますか？

A2

支給停止分は支払われません

退職後は本来の年金額を受給できますが、在職老齢年金制度により支給停止となっていた分は支払われません。

厚生年金制度は、労働者が退職して収入がなくなった後の所得を保障するための制度という側面があるため、一定以上の給与額と年金額になる場合は、年金を調整するしくみになっています。

Q3

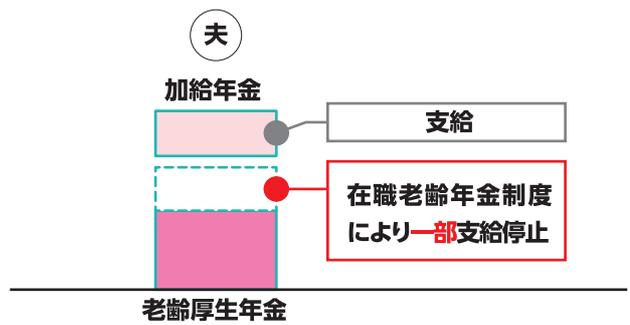
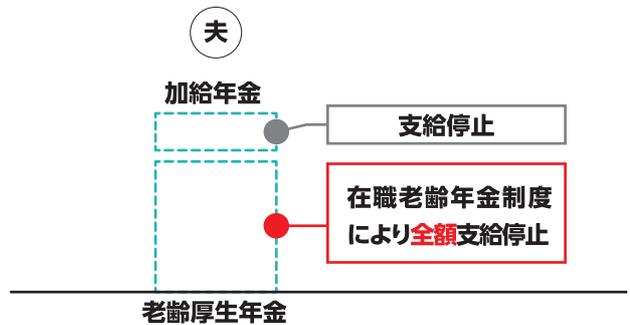
在職中は加給年金額も支給停止されますか？

A3

原則、老齢厚生年金が全額支給停止の場合、加給年金額も支給停止となります

加給年金額は、生計を維持している配偶者や子がいるなど一定の要件を満たした場合に、老齢厚生年金に加算されるものです。

老齢厚生年金が全額支給停止となった場合、加給年金額は全額支給停止となります。なお、老齢厚生年金が一部でも支給されている限り、加給年金額は支給されます。



在職中の年金受給の在り方の見直し

令和4年4月から加給年金額の支給停止規定が見直されます。詳しくは9ページをご確認ください。



令和4年4月からの

在職老齢年金制度のしくみ

厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者等となった場合、「給与」と「年金」の合計額が一定の基準を超えると、年金の全部または一部が支給停止となります。

支給停止の対象となる年金

老齢厚生年金が対象となります。

なお、加給年金額は老齢厚生年金が全額支給停止となった場合は、全額支給停止となります。

対象

退職等年金給付

経過的職域加算額(退職共済年金)

老齢厚生年金

老齢基礎年金

支給停止額の基礎

年金の支給停止となる額は①給与の月額「総報酬月額相当額」と②年金の月額「基本月額」をもとに計算されます。

① 給与の月額(総報酬月額相当額)

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{当月の標準報酬月額} + \frac{\text{当月以前1年間の標準賞与額等の合計}}{12}$$

② 年金の月額(基本月額)

$$\text{基本月額} = \frac{\text{老齢厚生年金の額}^{*1} - \text{加給年金額}^{*2} - \text{経過的加算}^{*3} - \text{繰下げ加算額}^{*4}}{12}$$

※1 複数の老齢厚生年金を有する場合、全ての年金額を合算して算出することになります。

※2 被保険者期間が20年以上ある老齢厚生年金の受給権者により生計を維持される、65歳未満の配偶者や子がいるときに加算されます。

※3 生年月日により60歳代前半に支給される定額部分より、老齢基礎年金が低くなるため、その差額を補う加算です。

※4 繰下げ受給により加算される額です。

支給停止額の計算方法

総報酬月額相当額と基本月額の合計額が、支給停止の基準額**47万円**※を超える場合、下記の計算による額が支給停止されます。なお、支給停止の基準額は65歳未満でも65歳以上でも変わりません。

① 総報酬月額相当額 + ② 基本月額

47万円以下

支給停止なし(全額支給)

47万円超

支給停止あり

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{① 総報酬月額相当額} + \text{② 基本月額} - 47\text{万円}^{\ast}) \times 1/2$$

※ 47万円の支給停止の基準額は、貴金や物価の変動により改定される場合があります。

令和4年4月から



加給年金額の支給停止規定が変わります



在職中の年金受給の在り方の見直しに伴い、加給年金額の支給停止規定についても見直しが行われました。
まずは加給年金額のしくみからご紹介します。

加給年金額のしくみ

加給年金額の支給要件

老齢厚生年金の受給権者が、下記の要件を満たしているときに加給年金額が加算されます。

1

厚生年金の被保険者期間が合計20年以上あること

2

生計を維持^{*1}している次のいずれかの対象者がいること

- 65歳未満の配偶者^{*2}
- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 20歳未満で障害等級1級または2級に該当する子

^{*1} 老齢厚生年金(または特別支給の老齢厚生年金)の受給権者と生計を共にしている配偶者や子のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得で655万5千円)未満と認められる方などです。

^{*2} 届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同等の事情にある方を含みます。

加給年金額が支給停止となる時

加給年金額対象者である配偶者が、加入期間が20年以上である老齢厚生年金、あるいは退職共済年金または障害を給付事由とする年金を受けることができる場合は、支給停止されます。

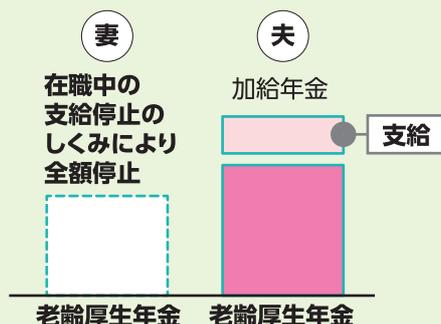
支給停止規定の見直しについて

令和4年3月までのしくみでは、加給年金額の加算対象となっている配偶者が、加入期間が20年以上ある老齢厚生年金等を受給できる場合は加給年金額が支給停止されます。ただし、例外として、その配偶者の年金が在職老齢年金制度等により全額支給停止となる場合、加給年金額が支給されるしくみになっていました。

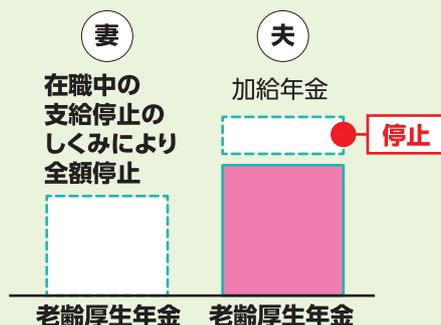
上記の例外について、令和4年4月からは、配偶者の年金が全額支給停止されている場合であっても、原則、加給年金額も支給停止されることとなります。

※ 経過措置として、令和4年3月31日において加給年金額が加算されている老齢厚生年金等の受給権者であって、令和4年4月1日からの改正により加給年金額が支給停止となる方などについては、加給年金額は支給停止されず、引き続き支給されます。

例 夫に加給年金額の対象となる妻がいるとき



令和4年3月までは妻の年金が全額支給停止されている場合、夫の加給年金額が支給される



令和4年4月からは妻の年金が全額支給停止されている場合でも、夫の加給年金額が支給停止となる

在職中の年金受給の在り方の見直し

受給開始時期の 選択肢の拡大

POINT

令和4年
4月改正の
ポイント

老齢年金は原則65歳からの受給ですが、受給開始時期を早めたり、遅くできるしくみ（繰上げ・繰下げ）があります。ここでは、この繰上げ・繰下げにかかる改正について、ご紹介します。

POINT
1

繰下げ受給が75歳までできるようになります



改正前（令和4年3月31日まで）

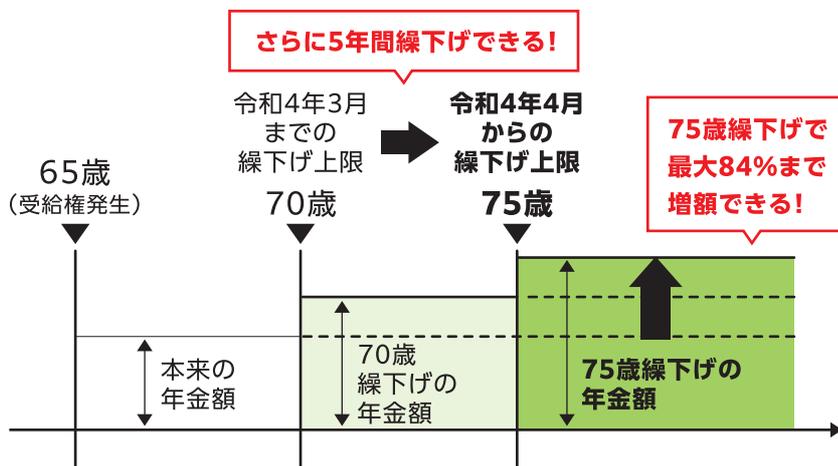
繰下げ受給の上限年齢
70歳

改正後（令和4年4月1日から）

繰下げ受給の上限年齢
75歳

※ 受給権を取得した日の年齢によっては、繰下げ上限年齢が異なる場合があります。

令和4年3月までの繰上げ・繰下げは、60歳から70歳までの範囲でできますが、高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせ年金受給の方法を選択しやすくなるよう、繰下げ受給の上限年齢が75歳に見直されます。繰下げ受給の1月あたりの増額率は0.7%であるため、75歳まで繰り下げた場合は84%増額となります。なお、75歳までの繰下げは、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となります。



繰下げによる増額率

| | 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|-----------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 繰下げ請求する年齢 | 66歳 | 67歳 | 68歳 | 69歳 | 70歳 | 71歳 | 72歳 | 73歳 | 74歳 | 75歳 |
| 年金の増額率(%) | 8.4 | 16.8 | 25.2 | 33.6 | 42.0 | 50.4 | 58.8 | 67.2 | 75.6 | 84.0 |

POINT
2

繰上げ受給の減額率が0.4%に緩和されます

改正前(令和4年3月31日まで)

繰上げ受給の減額率
1月あたり **0.5%**

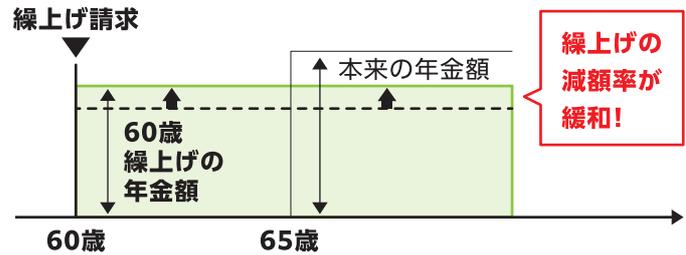


改正後(令和4年4月1日から)

繰上げ受給の減額率
1月あたり **0.4%**

繰下げ受給した場合の増額率は、1月あたり0.7%増額で据え置かれていますが、繰上げ受給した場合の減額率については、1月あたり0.5%から0.4%減額に緩和されます。

なお、繰上げ減額率0.4%は、令和4年4月1日以降に60歳に到達する方が対象となります。



■ 繰上げによる減額率

| 繰上げ請求する年齢 | | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 |
|-----------|-----|------|------|------|------|-----|
| 年金の減額率(%) | 改正前 | 30.0 | 24.0 | 18.0 | 12.0 | 6.0 |
| | 改正後 | 24.0 | 19.2 | 14.4 | 9.6 | 4.8 |

退職等年金給付の繰上げ・繰下げはどうなる？

退職等年金給付の退職年金にも、繰上げ・繰下げ制度がありますので、国民年金・厚生年金と同様に令和4年4月1日からは75歳まで繰り下げることができます。

ただし、退職等年金給付の場合、繰上げ・繰下げによる年金額の増減は、年金現価率により算定されるため、国民年金・厚生年金のように一定の増減率が定められているわけではありません。

そのため、上記の繰上げ受給の減額率の緩和については、退職等年金給付には適用されません。

繰上げ受給・繰下げ受給をした場合の年金額算定の基準

国民年金・厚生年金

繰上げの減額率 **0.4%/月**
繰下げの増額率 **0.7%/月**

退職等年金給付

年金請求時点の
終身年金現価率等に
応じて増減

事例解説

改正後はどう変わる？ 繰上げ・繰下げの受給額

来年60歳になる予定です。制度改正後は、繰上げ・繰下げで受給する年金額はどのくらい変わりますか？



氏名：共済花子さん
経歴：公務員として在職中。繰上げ受給または繰下げ受給を検討中。

65歳時点での
予想受給額

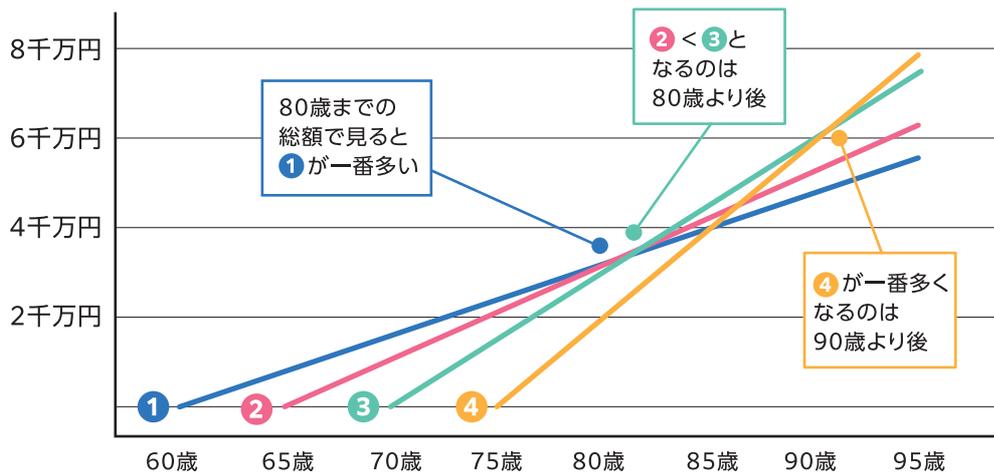
| | | | |
|----------------------|-----------|---|--------------------------|
| 老齢厚生年金 | 120万円(年額) | } | 合計 210 万円 (年額) |
| 経過的職域加算額 (退職共済年金) | 12万円(年額) | | |
| 老齢基礎年金 | 78万円(年額) | | |

※上記の額は一例です。受給額は人により異なりますので、ご注意ください。

共済花子さんが60歳で退職したと仮定し、右記の①～④のタイミングで受給を開始した場合、年間の受給額と月の受給額はこのようになります。

| | ① 60歳から繰上げ受給 | ② 65歳から受給 | ③ 70歳で繰下げ受給 | ④ 75歳で繰下げ受給 |
|---------|--------------|-----------|-------------|-------------|
| 1年間の受給額 | 約159.6万円 | 約210.0万円 | 約298.2万円 | 約386.4万円 |
| 1月の受給額 | 約13.3万円 | 約17.5万円 | 約24.9万円 | 約32.2万円 |

次に、通算受給額をそれぞれグラフにすると右図のようになります。



※年金額は、賃金や物価の変動などにより改定が行われたり、在職老齢年金制度による支給停止などがあれば、必ずしもこのグラフと同じように推移するわけではありませんので、ご注意ください。

受給開始時期の選択は慎重に！

一度受給を開始すると、後で変更することはできません。自分にとって最適な受給開始時期を選択するには、いつまで働くか、いつどれだけお金が必要になるかなど、自身の老後のライフスタイルを早いうちから考えておくことが大切となります。



繰上げ受給・繰下げ受給



Q1 75歳以降で繰下げ請求した場合、どうなりますか？



Q2 繰下げ待機中に繰下げをやめて、さかのぼって65歳からの通常受給に切り替えられますか？



A1 75歳で繰下げ請求したとみなして年金が支給されます



A2 可能です。ただし、時効により受給できない年金が発生する可能性があります

国民年金・厚生年金では、繰下げ上限年齢よりも後に繰下げ受給の請求を行った場合、上限年齢で繰下げ請求があったものとみなして加算額の計算及び支給が行われます。

請求時点で繰下げ受給を選択しない場合、65歳時点での年金額で過去の分の年金を一括して受給できます。ただし、原則として請求時点から5年以上前の分は、時効により受け取ることができませんのでご注意ください。

※令和5年4月からは、70歳以降に請求し、請求時点で繰下げ受給を選択しない場合、請求の5年前に繰下げ請求があったものとして年金が支給されるようになります。



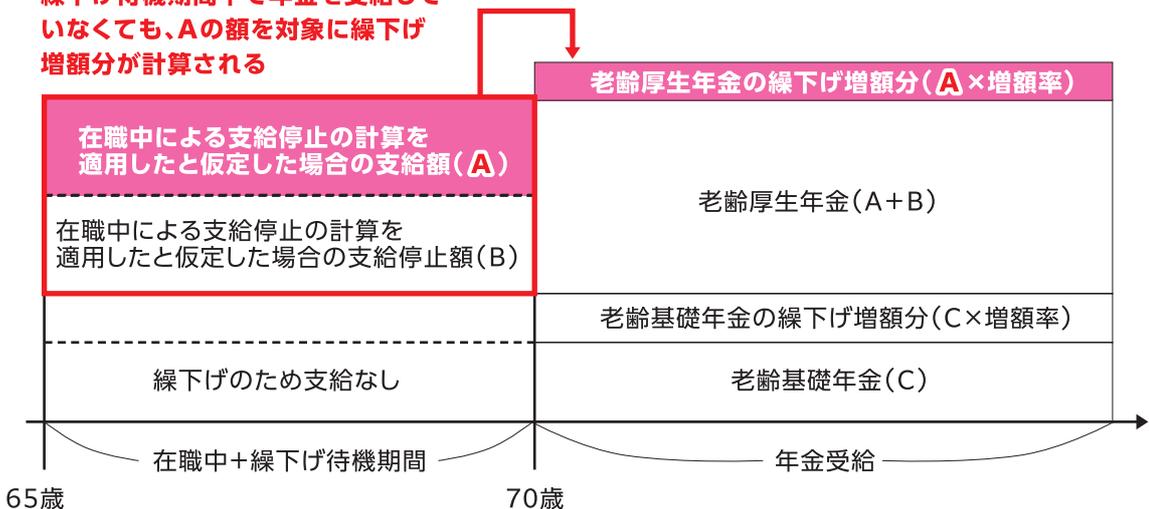
Q3 繰下げ待機期間中に働いて給与をもらっている場合、年金額への影響はありますか？



A3 在職定時改定による年金額増加と、在職老齢年金制度の影響を受けます

繰下げ待機期間中に働く場合、65歳から70歳までの間は、在職定時改定(5ページ参照)により老齢厚生年金の額は増加します。ただし、繰下げ待機期間中で実際に老齢厚生年金を受給していなくても、在職中の期間は在職老齢年金制度による支給停止の計算(8ページ参照)を適用したと仮定した場合の支給額が繰下げ増額の対象となるため、繰下げ受給の効果を期待通りに得られない場合があります。

繰下げ待機期間中で年金を受給していなくても、Aの額を対象に繰下げ増額分が計算される





繰上げ受給・繰下げ受給のしくみ

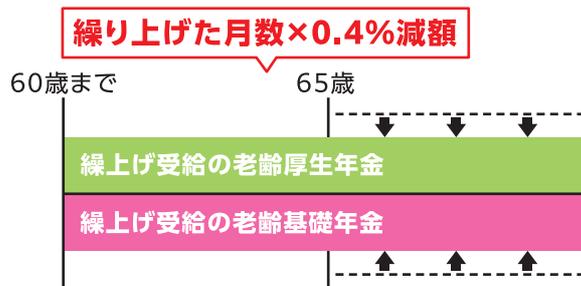
老齢年金は、受け取り時期を繰り上げ・繰り下げることができ、本人の希望に合わせて受給開始年齢を調整することができます。



「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の繰上げ受給

60歳から65歳になるまでの間、請求により老齢厚生年金と老齢基礎年金(経過的職域加算額を含む)を同時に繰り上げて受給できます。繰上げ受給の年金は、繰り上げた月数分減額されます。

※1 繰上げ受給できる年金は、65歳前の特別支給の老齢厚生年金も含まれます。
 ※2 他の種別の厚生年金被保険者期間による老齢厚生年金を受け取れるときは、それぞれの年金を同時に繰り上げる必要があります。



繰上げ受給の注意点

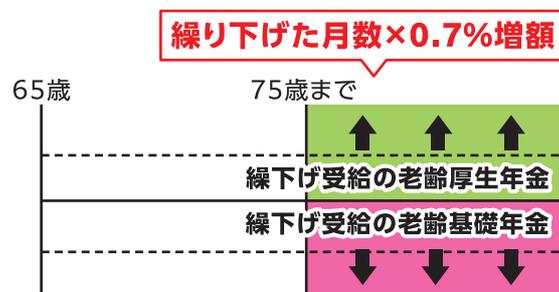
- 一度請求すると、後で変更できません。また、生涯減額されたままの年金額となります。
- 加給年金額は繰上げの対象となりません。
- 在職中は、老齢厚生年金のみ在職老齢年金制度の支給停止の対象となります。
- 事後重症などによる障害厚生年金や障害基礎年金、寡婦年金は受けられません。

「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の繰下げ受給

65歳以降、老齢厚生年金(経過的職域加算額を含む)の受給権発生後1年を経過する前に請求を行わなかった場合、請求により繰り下げて受給することができます。繰下げ受給の年金は、繰り下げた月数分増額した額となります。

老齢基礎年金についても同様に繰下げできますが、老齢厚生年金と同時に繰り下げる必要はありません。

※1 65歳前の特別支給の老齢厚生年金は繰下げの対象になりません。
 ※2 他の種別の厚生年金被保険者期間による老齢厚生年金を受け取れるときは、それぞれの年金を同時に繰り下げる必要があります。



繰下げ受給の注意点

- 65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、遺族年金等の他の年金を受け取ることができるときは、繰下げできません。また、66歳以後に遺族年金等の他の年金の受給権が発生した場合、その時点で繰下げ待機期間は終了し、増額率が固定されます。
- 老齢厚生年金を繰り下げる場合、繰下げ待機期間中は加給年金額は支給されません。
- 繰下げ待機期間中に在職中のため在職老齢年金制度の支給停止を受けている場合、支給停止された額を除いて繰下げ加算額が計算されます。(13ページ「Q3」参照)

POINT

短期給付等の適用拡大

令和4年
10月改正の
ポイント

令和4年10月から、民間企業等では、短時間労働者の被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用拡大が行われます。この適用拡大に伴い、地方公務員共済制度においても、非常勤職員の適用が変わります。

POINT

地方公務員等のうち、被用者保険の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付等が適用されます

改正前(令和4年9月30日まで)

被用者保険の適用対象である非常勤職員は、健康保険(協会けんぽ)が適用される



改正後(令和4年10月1日から)

被用者保険の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付・福祉事業を適用する

地方公務員における非常勤職員について、これまでの制度改正により、一定の要件を満たす非常勤職員に対して、厚生年金・健康保険の適用拡大が行われてきました。

今回の年金制度改正法により、常勤職員との均衡等を考慮し、処遇改善を行う観点から、国家公務員共済制度とも足並みを揃え、厚生年金・健康保険の適用対象である非常勤職員に対して、地方公務員共済組合の組合員(地共済組合員)とし、短期給付・福祉事業が適用されるようになります。

■ 現行制度と見直し後

| | 改正前(令和4年9月30日まで) | 改正後(令和4年10月1日から) |
|-------|---|---|
| 常勤職員 | 地共済組合員 常勤職員 要件 常時勤務に服することを要する者 | 地共済組合員 常勤職員 要件 常時勤務に服することを要する者 |
| | 常勤的非常勤職員 要件 ① 任用が事実上継続 ② フルタイムで月18日以上勤務で1年超勤務 ③ 1年超勤務後引き続きフルタイムで勤務見込み | 常勤的非常勤職員 要件 ① 任用が事実上継続 ② フルタイムで月18日以上勤務で1年超勤務 ③ 1年超勤務後引き続きフルタイムで勤務見込み |
| 非常勤職員 | 地共済組合員ではない者 厚生年金・健康保険の適用対象者 要件 ① 週20時間以上勤務 ② 月額賃金8.8万円以上など | 厚生年金・健康保険の適用対象者 要件 ① 週20時間以上勤務 ② 月額賃金8.8万円以上など |
| | 国民年金・国民健康保険の適用対象者 | 地共済組合員ではない者 国民年金・国民健康保険の適用対象者 |
| | 地共済組合員ではないため、厚生年金・健康保険が直接適用 <small>※平成28年の年金制度等改革法により、国・地方公共団体は従業員規模に関わらず、厚生年金・健康保険が適用。</small> | 地共済組合員として、短期給付・福祉事業を適用 <small>※厚生年金は既に直接適用されている。</small> |

地方公務員の年金制度等の一部が変わります

令和4年

年金制度等の 改正のポイント

事例解説・Q&A付きでわかりやすい!



※ 当パンフレットの内容は、令和4年1月時点での法令、厚生労働省資料、総務省資料等を基に作成しております。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。